

第十次郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり新たに課題となる項目について

資料3-2

	項目名	現状	課題	今後の方向性	担当課
1	重層的支援体制の整備	・社会情勢の変化に伴い、「ダブルケア」や「8050 問題」など単独の支援機関だけでは対応が困難な複雑化・複合化する生活課題を抱える世帯が増加 ・地域のつながりの希薄化及び家庭や地域で支えあう機能の低下に伴い、課題を抱えながらも制度の狭間で孤立してしまう社会的孤立の問題が顕在化 ・支援終結に至らず支援期間が長期化する傾向にあり、福祉ニーズに対応するための支援体制を構築する必要性	・単独の支援機関だけでは対応が困難な複雑化・複合化する生活課題を抱える世帯の増加 ・社会的孤立の問題の顕在化 ・支援期間の長期化に対応するための支援体制構築の必要性 ・市役所庁内と庁外の支援機関等との効果的な連携づくり	・高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談支援や地域づくりの既存の事業の取り組みを活かす ・市役所庁内と庁外の多岐に渡る支援機関等をマネジメントし、多機関の協働による重層的な支援体制の構築を図る ・分野を超えて支援機関や地域と連携を図り、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に加え、「継続的な伴走支援」と「多機関協働による支援」の新しい機能を付加し、これらを一体的に実施する ・住民の多様な生活課題を地域全体で包括的に支え（地域共生社会の実現）、社会的孤立や複合的課題を抱える住民を早期に発見して支援につなげる（誰一人取り残さない支援）	保健福祉総務課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 保健所保健・感染症課 子育て給付課 こども家庭課 保育課
2	持続可能な公共交通の実現に向けた事業の最適化	高齢化の進展や交通空白地の増加に伴い、公共交通支援などの費用増加が予測される。	効率的、効果的なサービス提供のための費用対効果の明確化や財政評価が必要。	地域の実情に応じた事業の見直しを実施していくとともに、サービスの費用対効果を重視し、無駄のない運行計画を図っていく。	総合交通政策課
3	新たな学び・学びなおし（リスキング・リカレント）	「郡山学びの杜」との共催による、学びなおしの場を提供している。	活動経費は市の負担金及び会員の会費によって賄われており、活動経費の確保が必要がある。	新たな財源の確保を目指すとともに、受講者等のニーズを踏まえ継続して実施する。	生涯学習課
4	人材確保	要介護認定者数の増加に伴い、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の確保が困難な状況が続いており、福島県の推計によれば、2040年には県全体で7,500人の介護職の不足が見込まれている。	国による介護報酬の改定や処遇改善は進んでいるものの、他の職種と比べて賃金が低く、介護に従事する人が少ない。	DXを推進することで職員の負担軽減や生産性向上につなげていくとともに、研修や資格取得者への助成を実施することで、介護従事者のキャリアアップを支援し、離職防止を図っていく。	介護保険課
5	介護予防・重度化防止	高齢化率は今後も上昇すると予測され、介護予防が必要な高齢者の増加、専門的な介護サービスを提供できる人員の減少が見込まれる。	高齢者に向けた介護予防サービスの充実、介護人材の適切な配置。	高齢者自身を含む多様な主体が、多様なサービスを提供できる活動サービスBの仕組みを活用し、地域での互助活動を推進していく。	地域包括ケア推進課
6	孤独・孤立対策	・社会環境の変化による人と人との「つながり」が希薄化 ・コロナ禍による孤独・孤立問題の顕在化・深刻化	孤独・孤立の状態（望まない孤独または孤立の状態により心身に有害な影響を受ける状態）にあるかは主観的な要素を含んでおり、課題が見えにくい。	孤独・孤立は誰にでも起こりうるという認識のもと、郡山市孤独・孤立対策スローガン「みんなで育てる支えあいのまちこおりやま」のもと、孤独・孤立対策推進法に基づき人と人との「つながり」を実感できるための施策を推進していく。	保健福祉総務課
7	身寄りのない高齢者等	・単身世帯の増加が進む中、頼れる身寄りのない高齢者等の増加 これまで、家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援や入院、入所手続き、死後事務等への対応が生活上の課題として顕在化している ・「高齢者等終身サポート事業」がこうしたニーズへの対応策の一つだが、一定の費用が必要であり、資力が十分ではない高齢者等が利用できず、包括やケアマネ等支援者が支援している現状がある（シャドーワーク） ・身寄りのない高齢者等の問題は多岐にわたり、問題解決には様々な関係機関の連携が必要となり、地域包括支援センターでの相談対応に苦慮している	・郡山市社協が実施している日常生活自立支援事業の待機期間が長期化 ・郡山市社協が実施している日常生活自立支援事業の拡充により入院、入所手続き、死後事務等への対応が可能となるため、郡山市社協との情報共有、連携が必要 ・身寄りのない高齢者等の個別課題や地域課題解決のため、地域包括支援センターの相談支援の強化、庁内関係部署や関係機関との連携体制づくりが必要 ・成年後見支援制度の利用促進	・郡山市社協の日常生活自立支援事業拡充の実施について、郡山市社協との情報共有 ・地域包括支援センターの相談支援の強化 ・庁内関係部署や関係機関との連携体制づくり ・成年後見支援制度の利用促進	地域包括ケア推進課 保健福祉総務課
8	成年後見制度を見直す民法改正	成年後見制度について、本人の意思を尊重し、一度利用すると原則亡くなるまで続く「終身制」を見直す民法の改正が国会で令和8年6月に成立し、今後、制度の見直しとなる。	今後、改正内容の詳細を注視し、終身制の見直しや、本人の自己決定権を最大限に尊重し、金銭管理や契約行為 など本人の判断能力に合わせ選択できる、いわゆるオーダーメイド型への変更等について、わかりやすく周知していく必要がある。	多様な媒体の活用を工夫し、わかりやすく周知するとともに、郡山市成年後見支援センターをはじめ、地域包括支援センター、関係団体と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発を強化していく。 また、福島県と連携して市民後見人の養成に取組み、地域における新たな担い手づくりを進めていく。	地域包括ケア推進課 障がい福祉課 保健所保健・感染症課
9	認知症施策推進	令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年12月に国の認知症施策推進基本計画が策定された。認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進するとされた。	認知症の本人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の本人を含め一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する必要がある。	「新しい認知症観」に立ち、自分ごととして考え、認知症の人等の参画・対話、多様な主体の連携・協働に向けて、地域の実情や特性に即した取組を実施していく。	地域包括ケア推進課
10	気候変動対応（熱中症）	世界規模の温室効果ガス排出により、地球温暖化が進行し、地球の平均気温上昇が懸念される。 郡山地方広域消防組合管内では2025年305人が熱中症により救急搬送されており、救急搬送された方の半数以上が屋内での発症であり、半数以上が65歳以上の高齢者となっている。	地球温暖化による気温上昇を前提に被害を回避、軽減する「適応策」が求められている。 高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高い。また、自分で熱中症対策をとることができない障がい者や幼児、炎天下で作業をする働き世代など全世代に向けて熱中症対策を周知していく必要がある。	気候変動適応法の改正に伴い、暑熱避難施設（クーリングシェルター）の整備、熱中症対策普及団体を活用した普及・啓発を行う。 熱中症予防についてきらめき出前講座や広報、市ウェブサイト、ライン、チラシ等によりあるゆる世代へ、熱中症予防行動について周知啓発を実施していく。	環境政策課 健康づくり課